



令和 7 年度中予保健所運営協議会

地域住民の健康の保持や増進を図るため、中予保健所管内における地域保健の向上や保健所の運営に関することを審議するため、標記協議会を開催（全部公開）します。

中予保健所運営協議会委員

各市町、警察、消防、医療、薬事、福祉等関係機関の代表等 20 名

1 開催日時及び場所

日 時：令和 7 年 11 月 13 日（木） 15：00 ～ 16：30

場 所：中予地方局 7 階大会議室

2 議 題

- （1）保健所の概要について
- （2）保健所の主要事業について

3 傍 聴

- （1）傍聴の定員 5 人
- （2）傍聴の申込方法等

ア 傍聴を希望される方は、11 月 7 日（金）13 時までに電話又は F A X により、氏名、住所及び連絡先（電話又は F A X 番号）を中予地方局企画課へ連絡してください。

イ 傍聴の申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

ウ 傍聴することができる方には、11 月 12 日（水）17 時までに企画課から電話又は F A X によりその旨を連絡します。

- （3）会議は、開会から閉会まですべて傍聴できます。（全部公開）

〈問い合わせ先〉
中予地方局企画課
TEL 089-909-8755（直通）
専門員 相田 紗也可（内線 256）

中予地方局公式 SNS



Instagram



X (旧 Twitter)



Facebook

傍 聴 要 領

中予保健所運営協議会

[令和 7 年 10 月 31 日制定]

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、11 月 13 日（木）14 時 50 分までに、会場（中予地方局 7 階大会議室）前の受付で氏名、住所等を記入のうえ、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

（受付開始は、11 月 13 日（木）14 時 30 分からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場していただく場合があります。

- （１） 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- （２） 会場において、飲食又は喫煙しないこと。
- （３） 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- （４） その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- （１） 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- （２） 会議を傍聴する方が、２のいずれかの規定に違反したと事務局が認めた場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- （３） マスクの着用は個人の判断となります。また、発熱、咳等の症状のある方は、入場をお断りする場合があります。